

第5回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年6月9日(金)
開会13時30分 閉会14時42分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|-------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐 |
| 委員(教育長職務代理者) | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 上地 玲子 |
| 委員 | 服部 俊也 |
-
- | | |
|------------|------------|
| 教育次長 | 國重 良樹 |
| 学校教育推進監 | 中村 正芳 |
| 教育政策課 | 課長 小林 伸明 |
| | 副課長 中江 岳 |
| | 総括主幹 石崎 貴史 |
| 義務教育課 | 課長 苅田 直樹 |
| 特別支援教育課 | 課長 江草 大作 |
| 人権教育・生徒指導課 | 課長 横山 智康 |
- 4 傍聴の状況 1名
- 5 附議事項
(1) 令和6年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について
- 6 報告事項
(1) 令和4年度ネットパトロールの実施状況等について
- 7 その他
- 8 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本件議題に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。附議事項（１）は教育行政の公正を確保する必要があるため、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とする発議をする。

委員から議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。附議事項（１）は、非公開とすることに賛成の委員の挙手願う。

(委員全員)

挙手

(教育長)

全会一致により本案件は非公開とすることに決した。

報告事項（１）令和４年度ネットパトロールの実施状況等について

○人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明

(委員)

S N Sとは具体的に媒体はなにか。

(人権教育・生徒指導課長)

ネット上の媒体にA I等を使用しキーワード検索を行い、目視による監督をする。

InstagramやTwitterが大半である。しかし、閉じられたS N Sは見えないため、限られた検索になる。

(委員)

いわゆる鍵アカウントというものか。

(人権教育・生徒指導課長)

そのとおりである。または、パスワードを入力しないと見られないものは検索されない。

特にL I N Eのようなものはネットパトロールの検索に引っかからない。

(教育長)

L I N E上のトラブルが１番多いのではないかと思うが、L I N Eはネットパトロールではカバーできないため、S T A N D B Yで子どもたちに情報をあげてもらう形でカバーしている。ネットパトロールの元々の想定は、一時期大変なトラブルになっていた学校裏サイト等への対応だった。しかし、現在では学校裏サイトはなくなってきており、役割が変わっている。

(委員)

学校裏サイトの消滅などがあり、平成29年から減少していったのか。

(人権教育・生徒指導課長)

ネットパトロール事業は岡山県では平成25年から実施しているが、当初は学校裏サイト等に誹謗中傷が書き込まれていたが、非公開の媒体を使用するようになったので、検知できなくなった部分はあるが、同時に課題意識を持って情報モラル教育を進めたため、改善されたのではないかと考えている。

(委員)

スマホサミットが子どもたちの自主的な取組として効果があると思うが、どのくらいの児童、生徒が関わっているのか。意識が高い子だけが積極的に関わっていて、ほかの子が関わっていないのではないかと考えている。

(人権教育・生徒指導課長)

スマホサミットは今年度も実施する予定である。

当初は、中学校で学校数としては15～20校、高校では5～10校程度参加していたが、コロナの影響で開催規模を縮小したことから参加校が減少してきている。

本年度、現段階では中学校で4校、高校で5校となっている。

コロナ禍になって活動の普及が問題になったことから、ここ3年間は開催した成果報告会を岡山県のYouTubeチャンネルである「晴れの国おかやまチャンネル」に公開し、視聴できるようにしている。また、動画を掲載しているQRコードを学校や市町村教育委員会に周知するなど行っている。

さらに、今までは危険性を主に取り組んでいたが、一昨年からはスマホが日常用品になっていることから有効活用につながる内容で取り組んでいるところである。

(委員)

実際にスマホサミットに取り組んでいる子と取り組まない子との意識の差は広がっていないか。スマホサミットはどの程度生徒が関わる形で進められているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

スマホサミットに参加している学校の多くは生徒会執行部が参加していただいている。参加している生徒、児童に話を聞いたところ、毎年1番の課題は、自分たちの取組を全校に広げていくことと話している。

県北サミットでは、学校や地域が限定されるため全校生徒に同時に見えるような形でスマホサミットに参加している学校もあると聞いている。

(教育長)

生徒も学校でアンケートや標語の募集、動画を作成したりなど全校に広めようと頑張ってくれている。また、市町村ごとでスマホサミットを行うなど少しずつ広がりができていると思う。

(委員)

スマホの所持が低年齢化し、増加しているのに対して、検知件数が減少しているのは、取組の成果ではないかと考えている。

検知件数があり、その後に個別指導、教育相談を実施しているという話であったが、教育相談の割合や件数はこういった推移をしているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

多くの学校では1学期に1回程度、全生徒が担任と教育相談を実施している。各校種によって回数に違いはあるが、学校生活アンケートを実施しており、担任や担任以外と教育相談ができるような工夫がされている。

また、学校規模によっては、スクールカウンセラーが全員面談をしているような学校もあり、生徒の困っていることやネットの情報では検知できない悩みなども把握するようにしている。

(委員)

リスクレベルが高や中が比較的少なく、大部分が低であるが、緊急性が高い案件は起きていないという認識でよいか。

(人権教育・生徒指導課長)

リスクレベルの中の大部分が、テレビ画面を撮影し、投稿しているもので、不法行為に当たるといって中レベルに分類される。

24時間対応できる体制にはなっているが、高レベルの事案はここ数年入っていない。

(委員)

法律などを学校で教えていかなければならないと思うが、教育相談担当の教員が校内で実施していくことになると思うが、教育相談担当の教員の人数や育成の状況についてはどうか。

(人権教育・生徒指導課長)

学校には教育相談担当がいるが、専任で配置しておらず加配でも配置していない。

専門的に対応するために全ての公立学校にスクールカウンセラーを配置している。教員も困ったときに相談ができ、直接児童・生徒や保護者が相談に乗ってもらえるようになっている。また、教員の研修等については、生徒指導主事を対象にする研修や教育相談担当者を集める研修などをそれぞれ年に1回以上を設けて研修を行っている。

総合教育センターでは希望者に教育相談の専門的な研修を用意している。

(委員)

教育相談は、今回のネットやSNSのような不適切な書き込みのみではなく、様々な相談をするのか。

(人権教育・生徒指導課長)

そのとおりである。

(委員)

インターネットやSNSのネットパトロールへの対応ができる教員の数も増えているという認識でよいか。

(人権教育・生徒指導課長)

SNSやネットの使用の指導は、情報モラル教育担当が未然防止の指導をしており、教育相談担当とは役割分担をしている。

(教育長)

教育相談は1学期に1回は全ての教員が行うため、各教員の力量は全体的に上げていかなければならない。

(委員)

検知件数は年々減少しているが、内容別の検知件数に経年別の変化はあるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

例年同じような件数で推移している。令和3年度と令和4年度を比較すると高校においては、トラブルが昨年度は35件あったが、今年は2件と大きく減少している。

例年1番多いのは個人情報の流布である。生徒が何気なく投稿しているケースが1番多い。個人情報の流布は事件にも繋がる可能性があるので、報告が上がってくると個別に指導もするが、学年や学校全体で情報モラル教育について指導している。

(委員)

個人情報の流布が減少しないのであれば対策を徹底する必要があるのではないか。トラブルの件数が減ったのはなにか手を打ったからなのか。

(人権教育・生徒指導課長)

研修なども準備しているが、なかなか数や割合としては減らない現状である。ご意見をいただいたので、再度研修の中身ややり方、児童生徒への指導の仕方を検討してまいりたい。

(委員)

今回の採択する教科書を見ていて、QRコードをスマホで読み取って勉強する教科書が小学生ではまだ非常に少ないが、QRコードを使用する前提になってきた際に小学校でどのように対応するか早めに検討したほうがいいのではないかと。

(人権教育・生徒指導課長)

1人1台端末が導入され、有効利用の方も進んできており、それぞれの担当課と相談しながら対応してまいりたい。

(教育長)

かつては、高校に入学段階で情報通信機器を買い与えていたが、現在は小学生まで低年齢化しており、指導すべきは小学校になってきている。

(委員全員)

了 承

附議事項（1）令和6年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

○義務教育課長、江草特別支援教育課長から資料により一括説明。

(委員)

採択の観点の中で、各教科のものの見方、考え方がどのように表現されているか。

(義務教育課長)

採択基準（案）のP2 採択観点をもとに各教科で観点の具体的に記載し、調査研究を行

った。

(委員)

各教科のものの見方考え方はそれぞれ違ったと思う。

以前マトリックスを見せてもらったが、新鮮であった。各教科によってものの見方考え方に特徴があり、教科横断型な部分と各教科に特徴的な部分がちゃんと見られているか。別に資料があってもいいと思う。

(義務教育課長)

基本的には学習指導要領解説の中に記載されており、各教科書会社が資料を作成しているが、見える化をしておくとう分かりやすいところがあるので、今後の研究材料にさせていただきます。

(委員)

P 1 2 横の◇のマークはなにか。

(江草特別支援教育課長)

新しく加えられたものがわかるように記号を入れてある。

(委員)

教科によってデジタル化の差があるのか。

(義務教育課長)

国が事業として学習用デジタル教科書の無償提供の対象としているのは、外国語と算数、数学である。

デジタル教科書の教材の部分で各教科書会社が工夫し、教科の特性に応じながら活用しているのが今の状況である。

(委員)

教科書の観点の在り方が、本当にこのままでよいのか、ゼロベースで考える必要があるのではないか。教科書に書いてあることを教えるところから子どもたちがどう学んでいくのかということから授業のやり方や学習スタイルが合っているのかという観点で教科書を評価しなければならないのではないか。

(教育長)

④あたりの観点が使いやすいかどうかの評価になるのかと思う。

(委員全員)

了 承

閉会